

平成 2 5 年第 4 回江差町議会定例会資料

資料 1 : 平成 2 5 年度燃料高騰緊急対策事業概要【議案第 2 号関係】	P 1
資料 2 : 平成 2 5 年度社会福祉法人恵愛会が実施する利用者負担額軽減制度事業 への助成金に関する資料【議案第 2 号関係】	P 2
資料 3 : 江差町子ども・子育て支援ニーズ調査概要【議案第 2 号関係】	P 3
資料 4 : 農地集積協力金の概要【議案第 2 号関係】	P 4
資料 5 : 観光インフォメーション発信事業の概要【議案第 2 号関係】	P 5
資料 6 : 姥神土蔵群全体図【議案第 2 号関係】	P 6
資料 7 : 姥神土蔵改修工事概要図【議案第 2 号関係】	P 7
資料 8 : 平成 2 5 年度江差町立南が丘小学校平面図【議案第 2 号関係】	P 8
資料 9 : 普通河川小黒部川災害復旧概要図【議案第 2 号関係】	P 9
資料 10 : 五厘沢浄水場落雷被災箇所位置図【議案第 5 号関係】	P 1 0
資料 11 : 北村緊急遮断弁落雷被災箇所位置図【議案第 5 号関係】	P 1 1
資料 12 : 砂川浄水場落雷被災箇所位置図【議案第 5 号関係】	P 1 2
資料 13 : 全国町村長大会決議重点要望	P 1 3
資料 14 : 全国町村長大会特別決議	P 2 1
資料 15 : 国・道等への要望状況等一覧（9 月～1 1 月）	P 2 2

平成25年度燃料高騰緊急対策事業概要

1. 目的

灯油の高騰により、家計負担の増している生活困窮世帯に対して、緊急的にその灯油購入費の一部を助成し、もってこれらの世帯の福祉の向上を図ることを目的とする。

2. 対象世帯の定義

(1) 生活保護世帯及びそれに準ずる世帯

生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は準要保護世帯。

(2) 高齢者世帯

満70歳以上のひとり暮らし世帯。また、夫婦とも満70歳以上の者だけで構成する世帯。並びに満70歳以上の者だけで構成する世帯。

(3) 障害者世帯

身体障害者手帳〔1級、2級、3級（内部障害）〕又は、療育手帳交付区分Aランクの交付を受けている世帯。

(4) 母子及び父子世帯

母子（平成7年4月2日以降に生まれた児童を養育する場合に限る。）で構成する世帯。

3. 対象世帯

平成25年12月1日現在、江差町に住所を有し、住民基本台帳に登録され、現に居住している世帯とし、世帯全員が平成25年度市町村民税非課税世帯（2の（1）の世帯を除く。）を対象とする。但し、施設入所者及び長期入院等により基準日以降長期不在となる世帯を除く。

4. 対象世帯数

生活保護	高齢者	障がい者	母 子	計
230	630	44	52	956

5. 助成の方法

1世帯当り福祉灯油券72㍲（18㍲×4枚）により助成する。

6. 助成申請及び受付等スケジュール

- ①所定の申請書（世帯員及び収入確認の同意署名含む。）及び添付書類
- ②受付期間は、平成26年1月15日から3月14日まで。
- ③受付場所は、役場とし、代理人申請及び郵送による申請も受付する

7. 支給について

随時受付後、整理し支給

8. 周知・案内方法

- ①町広報1月号チラシ（申請書）折り込み
- ②各町内会・自治会長へ各戸チラシ配布依頼

9. 平成25年度燃料高騰緊急対策事業は、平成25年度限りの特別措置として実施する。

平成25年度 社会福祉法人恵愛会が実施する利用者負担額軽減制度事業への助成金に関する資料

- ・ 対象施設 特別養護老人ホーム えさし荘
- ・ 対象期間 平成25年7月～平成26年3月

【平成26年3月時点の見込】

介護度	所得段階	利用者負担総額	軽減額	軽減後負担額
		入所 人数	金額	金額
要介護1	生活保護	0	0	0
	第1段階	1	501,111	250,550
	第2段階	5	1,633,500	408,375
	第3段階	1	727,911	181,971
	第4段階	3	3,309,633	3,309,633
計		10	6,172,155	5,331,249
要介護2	生活保護	0	0	0
	第1段階	0	0	0
	第2段階	3	980,100	245,025
	第3段階	1	747,279	186,813
	第4段階	4	4,490,316	4,490,316
計		8	6,217,695	5,785,357
要介護3	生活保護	5	1,107,000	1,107,000
	第1段階	3	1,622,052	811,026
	第2段階	10	3,267,000	816,750
	第3段階	2	1,534,968	383,742
	第4段階	11	12,570,624	12,570,624
計		31	20,101,644	16,983,126
要介護4	生活保護	2	442,800	442,800
	第1段階	0	0	0
	第2段階	4	1,306,800	326,700
	第3段階	1	786,852	196,713
	第4段階	2	2,324,304	2,324,304
計		9	4,860,756	3,894,543
要介護5	生活保護	4	885,600	885,600
	第1段階	0	0	0
	第2段階	13	4,247,100	1,061,775
	第3段階	6	4,835,700	1,208,898
	第4段階	8	9,450,000	9,450,000
計		31	19,418,400	16,262,123
合計	生活保護	11	2,435,400	2,435,400
	第1段階	4	2,123,163	1,061,586
	第2段階	35	11,434,500	2,858,625
	第3段階	11	8,632,710	2,158,137
	第4段階	28	32,144,877	32,144,877
計		89	56,770,650	48,256,902

○ 公費負担の算出

A: 本来受領すべき利用者負担総額	56,770,650 円
B: 軽減総額	8,513,748 円
C: Aの10%相当額	5,677,065 円
D: 公費負担額① (B-C)	2,836,683 円 ア
E: 法人負担額① (A×1%)	567,707 円 イ
F: 公費・法人負担額 (C-E)÷2	2,554,679 円 ウ
G: 公費負担合計 (ア+ウ)	5,391,362 円 ※補正要求額
H: 法人負担合計 (イ+ウ)	3,122,386 円

◎ 公費負担の内訳

負担割合 国:2/4、北海道:1/4、江差町:1/4

各負担金額	国	2,695,000 円
	北海道	1,347,000 円
	江差町	1,349,362 円

※ 公費負担額は町から法人へ一括助成し、町から道へ3/4を補助申請する。

江差町子ども・子育て支援ニーズ調査概要

1. 調査概要

本町における必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の範囲及び量を把握するため、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てにかかるニーズ調査を実施する。

2. 調査対象

未就学児及び小学生の子どもを養育する保護者（世帯ごとの調査）

区 分	対象年齢	人 数	世帯数
未就学時	H19.4.2～調査時点生まれ	374人	494世帯
小学生	H13.4.2～H19.4.1 生まれ	396人	

3. 調査方法

(1) 送付・回答方法 保育所・各小学校等及び郵送による

(2) 調査時期 平成26年1月

(3) 主要調査項目

- ・子どもの育ちをめぐる環境について
- ・父母の就労状況について
- ・教育・保育事業の利用状況について
- ・子育て支援施設の利用状況について
- ・放課後の過ごし方について
- ・子育て支援全般について等

(4) 分析方法 職員及びコンサルによる分析

○農地集積協力金の概要

1. 交付対象地域 人・農地プランを作成した地域(江差町は H24. 6. 22 に作成済)

『人・農地プラン』とは

人・農地プランとは、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、全国的な人と農地の問題について、地域における話し合いによって解決するための「未来の設計図」です。

プランには、

- ◎今後の中心となる農家はどこか。
- ◎中心となる農家へどうやって農地を集めるか。
- ◎中心となる農家とそれ以外の農家を含めた地域農業のあり方(生產品目、6次産業化等)などを決めていきます。

◆人・農地プランを作成し、実行する取組を行うことで様々な支援が受けられます。◆

2. 協力金の種類 (1)「経営転換協力金」と(2)「分散錯圃場解消協力金」の2種類

■この協力金は「農地の出し手」に対する協力金です。

人・農地プランで「中心となる農家」となっていない農家(「中心となる農家に連携する農家」)が、「中心となる農家」に農地を貸した場合に交付される協力金です。農地の出し方によって、2つの種類に分類されます。但し、いずれの場合も利用権を6年以上設定する必要があります。

なお、貸す農地は江差町農業振興対策協議会との間で10年以上の白紙委任を結ぶ必要があります。

(1) 経営転換協力金の概要について(経営転換・離農をして農地を貸した場合の交付金)

①交付対象者

人・農地プランの「中心となる農家」に経営転換・離農に伴い農地を貸した場合に交付します。メニューごとに下記のことを誓約する必要があります。

○ 土地利用型農業からの経営転換

10年間米・大豆・麦・そば等(土地利用型作物)の作付を行わない。

○ 農業部門(※右表のとおり)の減少による経営転換

農業部門の減少により、削減した作物の作付を10年間行わない。

○ 離農する農業者

10年間農地の所有権や利用権を新たに取得しない。

②交付単価(面積ではなく1戸あたりに交付されます。)

交付面積	交付単価
0.5ha 以下	30 万円/1 戸
0.5ha 超～2.0ha 以下	50 万円/1 戸
2.0ha 超	70 万円/1 戸

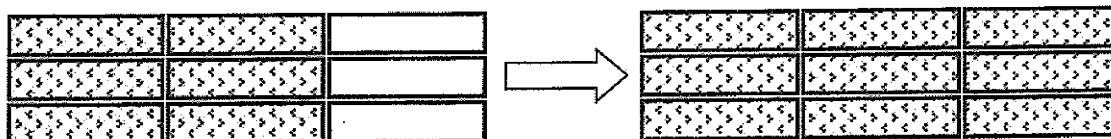
※農業部門

- ①土地利用型作物
- ②露地野菜等
- ③施設野菜
- ④露地果樹
- ⑤施設果樹
- ⑥露地花き
- ⑦施設花き
- ⑧茶
- ⑨牧草
- ⑩サトウキビ
- ⑪その他

(2) 分散錯圃場解消協力金の概要について(農地の連坦化に協力した場合の交付金)

①交付対象者

「中心となる農家に連携する農家」が、「中心となる農家」の圃場と隣り合っている圃場をその「中心となる農家」に貸した場合に交付します。



②交付単価

5,000円/10a

【注意】「経営転換協力金」と「分散錯圃場解消協力金」、いずれか片方のみの適用となります。

観光インフォメーション発信事業の概要

【事業費】 1,681千円

【助成額】 630千円（事業費の1/2）

＜追分商工観光課＞

いざいぎふるさと推進事業の概要

地域の課題に対応し。地域の活性化を図るための広域観光、地場産業の振興、高度情報化の推進などの政策課題に基づき、市町村又は市町村が関与する実行委員会等が広域又は小規模に実施するイベント、研修事業など特色あるソフト事業に対し助成する制度である。

小規模事業 上限 100 万円（下限 50 万円）

助成額の算定 事業費の 1/2 以内

事業の目的

2015 年度の北海道新幹線開業を目前に控え、既存の観光資源の磨き上げや新たな観光商品の開発は喫緊の課題である。一方で、2014 年 5 月に JR 江差線が廃止されることから、当該地域を訪れる二次交通手段としては、路線バスを含め自動車に頼らざるを得ない状況である。このため、北海道新幹線開業後、増加することが見込まれるレンタカー等での来町者に対して、様々な情報を FM 波により発信し、地域の魅力の紹介や滞在時間延長のためのツールとして、地域の経済の活性化や観光の振興に寄与することを目的に実施する。

事業の概要

現在でも観光客の立ち寄り場所として利用されている、道の駅や海の駅開陽丸周辺エリアを対象に FM 波を活用し、繁次郎の民話やかもめ島、開陽丸の紹介、更には江差追分やイベント情報等、多様な情報を発信し、町内への誘客に繋げることとする。

主な取組

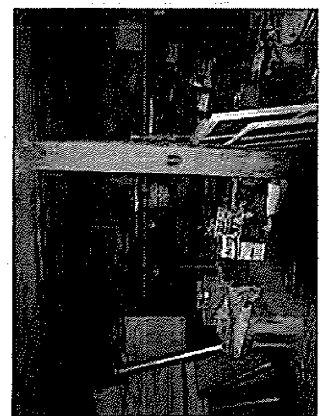
- ① 放送コンテンツの製作（繁次郎民話・開陽丸ガイド・かもめ島紹介等）
- ② 放送設備の整備
- ③ 放送案内看板の整備

姥神土蔵群全体図

蔵番号	寸法	面積	体上げ	築
NO.1	3間	1F	39,748	土間の土蔵
NO.2	3間	1F	89,405	土間の土蔵
NO.3	3.5間	5F	14,492	土間の土蔵
NO.4	4間	7F	82,747	土間の土蔵
通算	4.095	18.88	77,314	土間の土蔵
合計			357,211	土間の土蔵
共同項目	構造	外壁	土蔵の壁・屋根	土蔵の壁・屋根
	木造	土蔵の壁・屋根	土蔵の壁・屋根	土蔵の壁・屋根



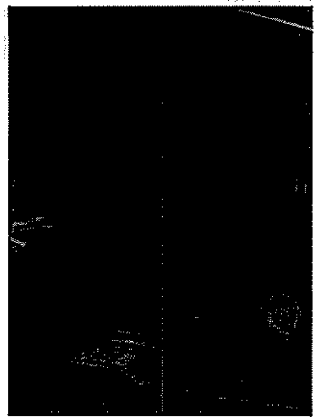
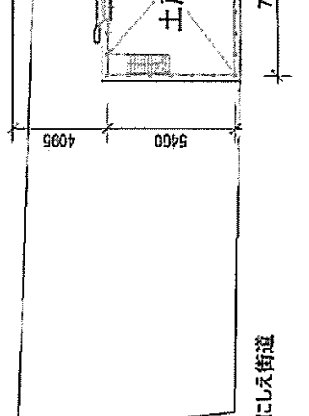
通路



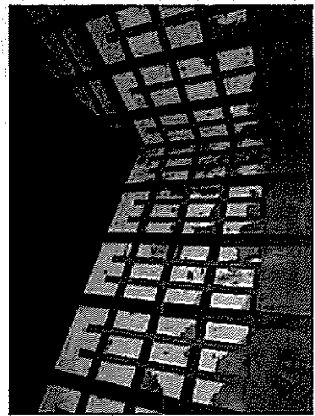
土蔵①



土蔵③



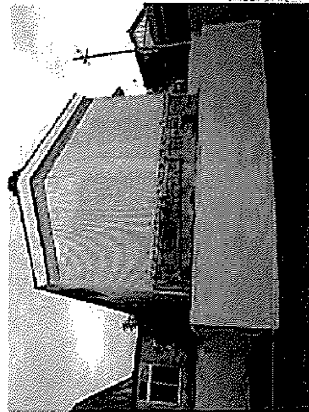
土蔵②



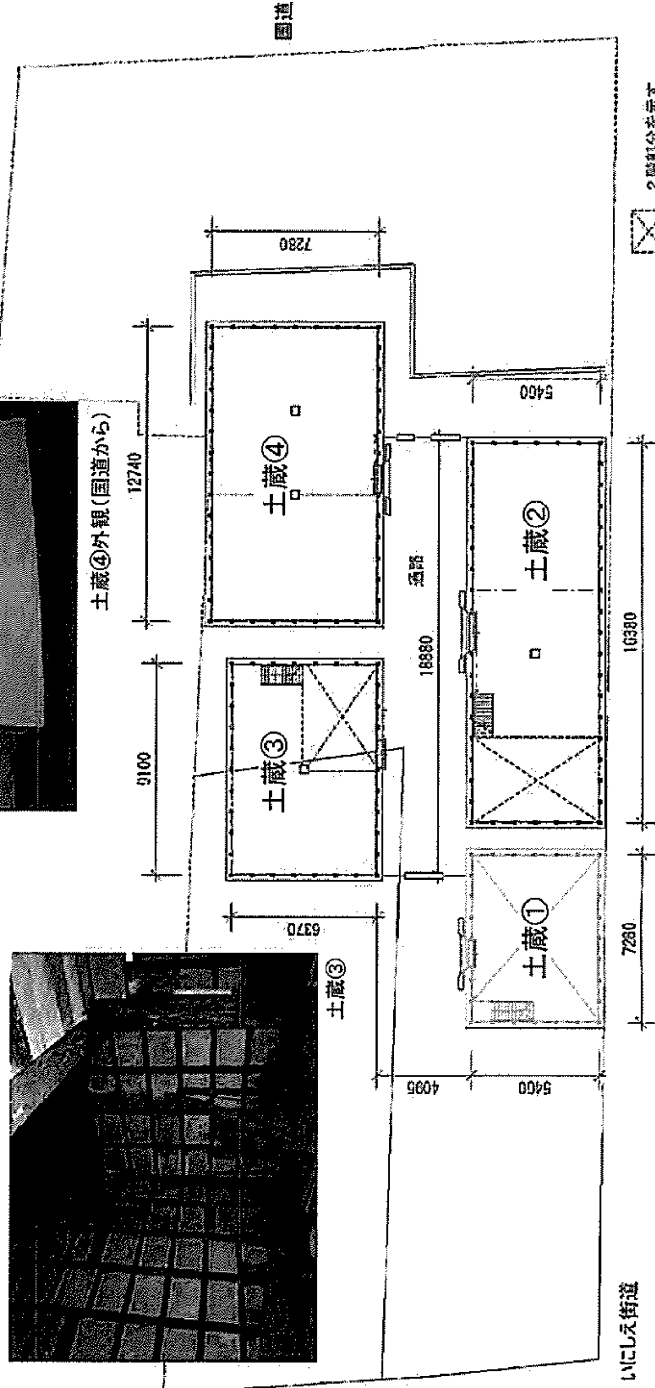
土蔵④



土蔵②外観(国道から)



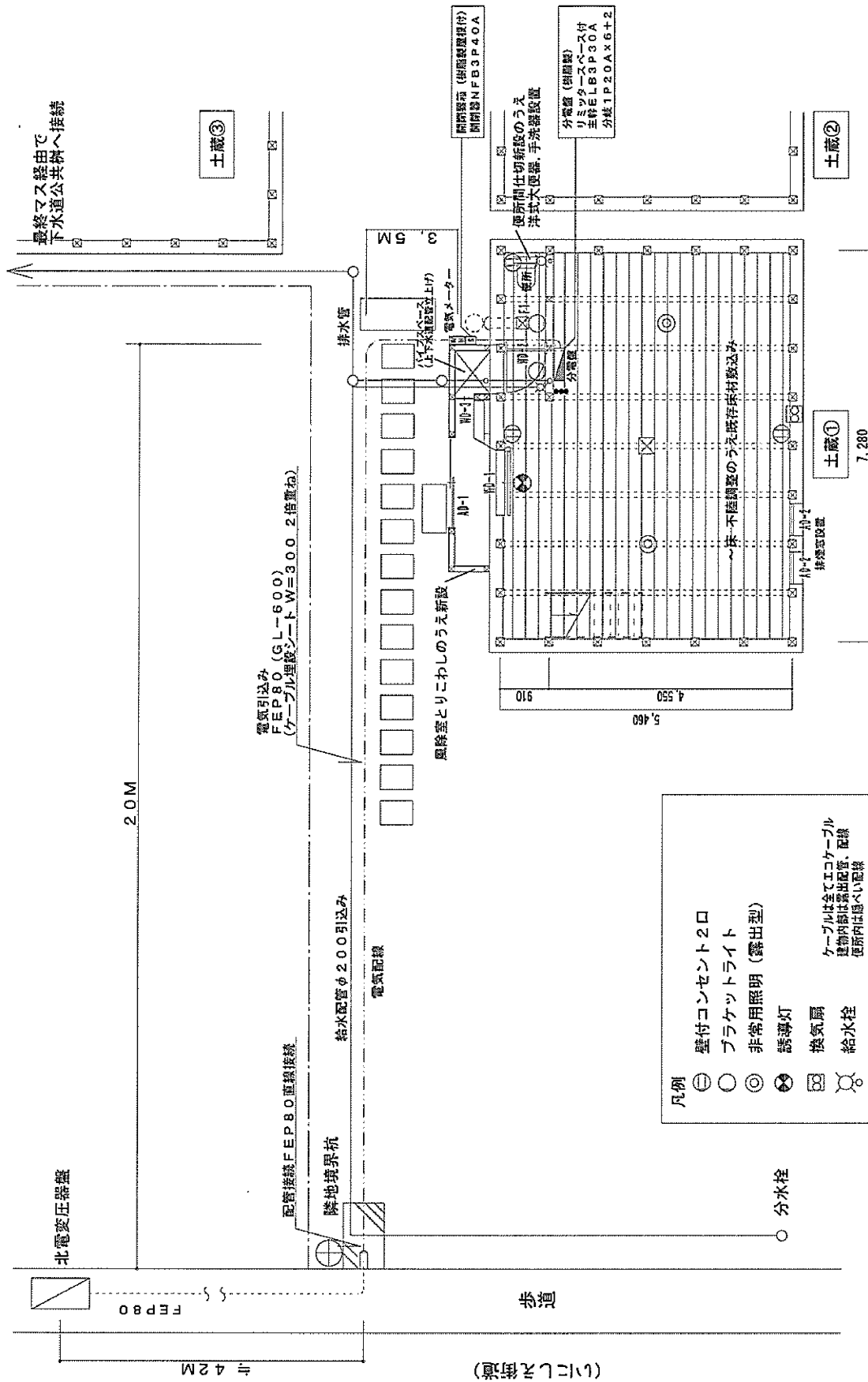
土蔵④外観(国道から)



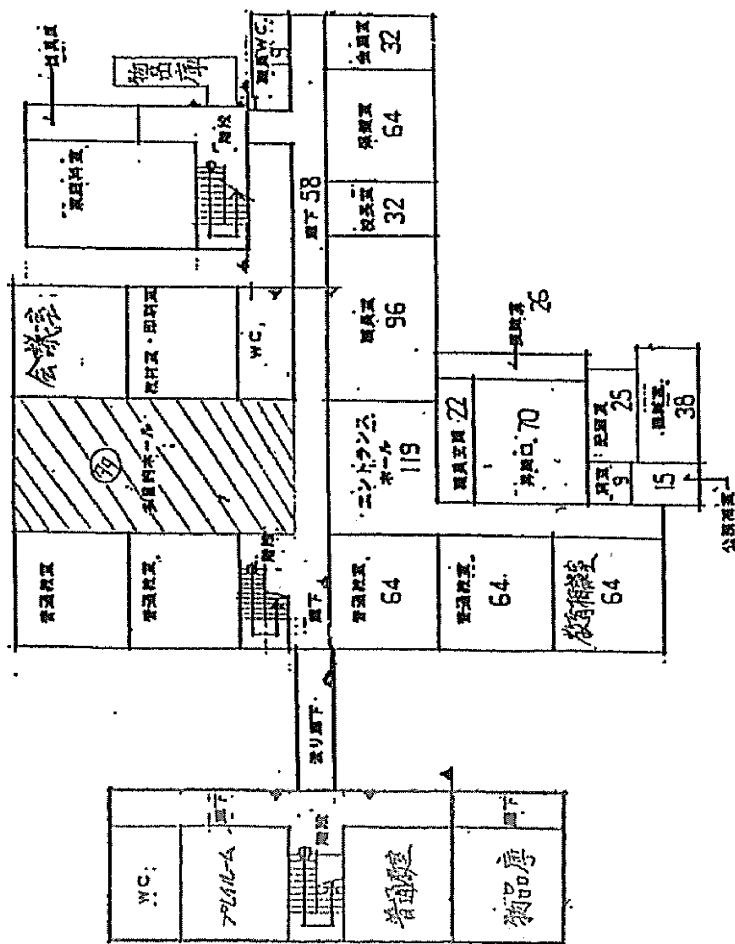
2間(約10.18m)を示す

いにしえ街道

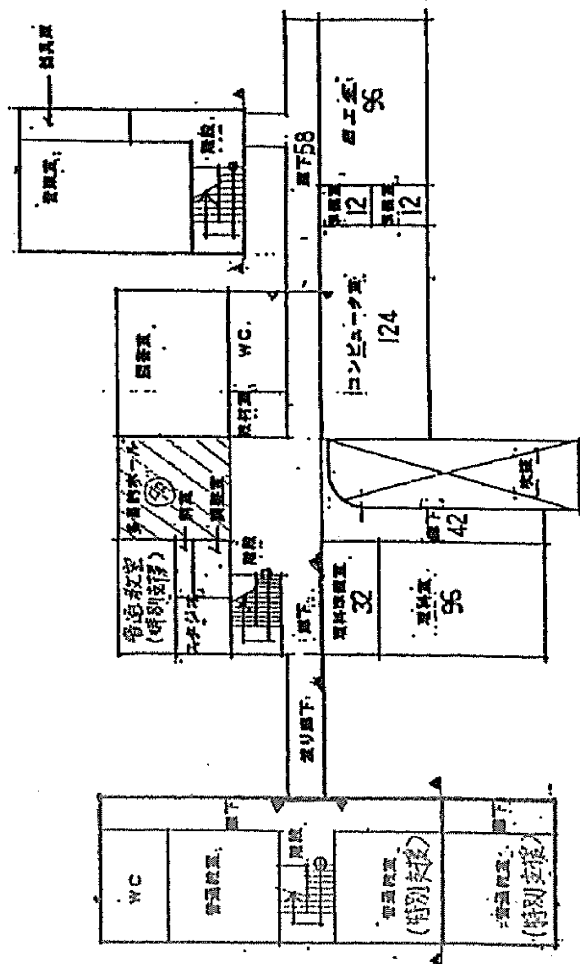
姥神土蔵改修工事概要図 (縮尺1/100)



平成25年度 江差町立南が丘小学校 平面図



1 階平面図

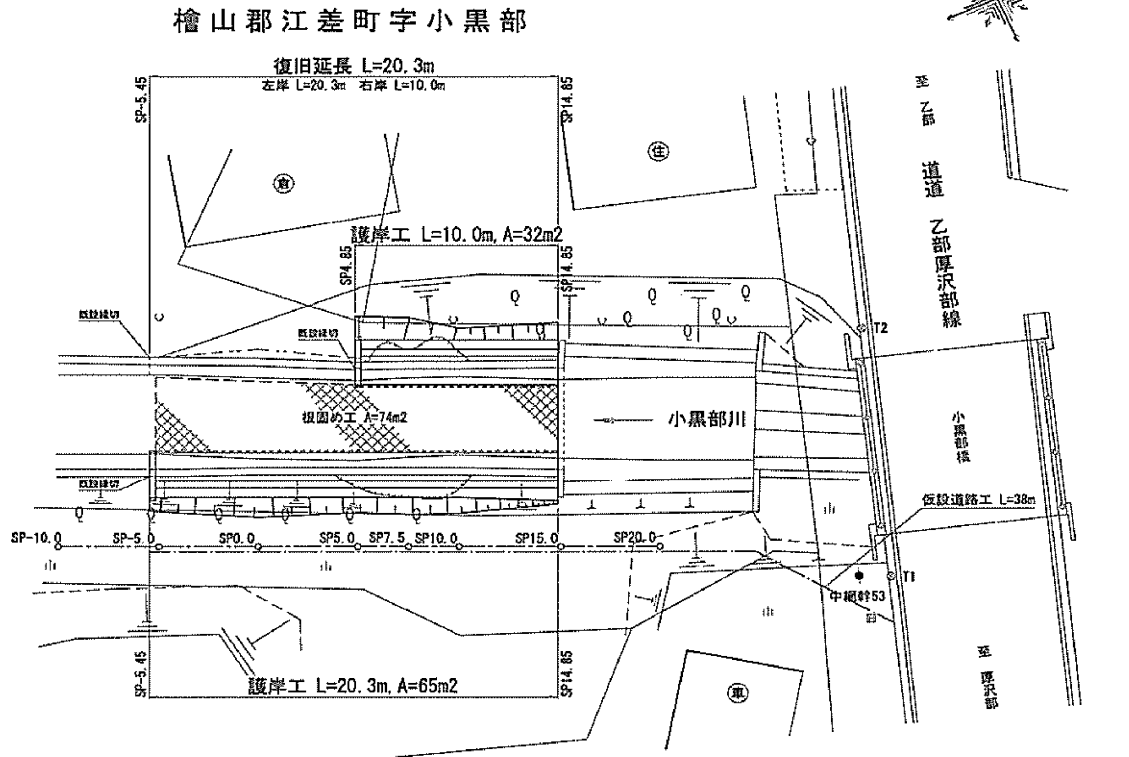


2 階平面図

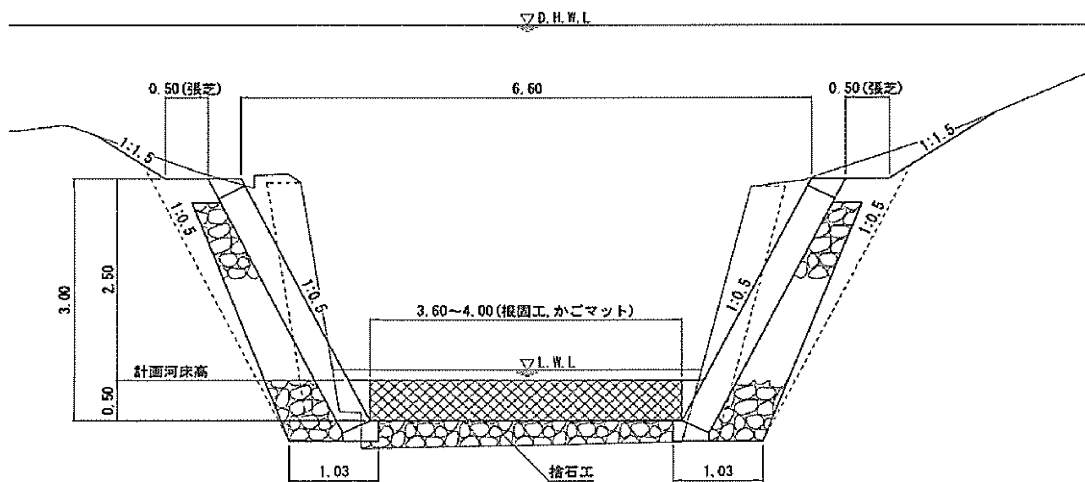
普通河川小黑部川災害復旧概要図

平面图

S=1:200

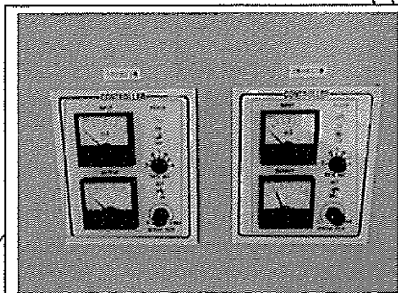


標準断面図



五厘沢浄水場落雷被災箇所位置図

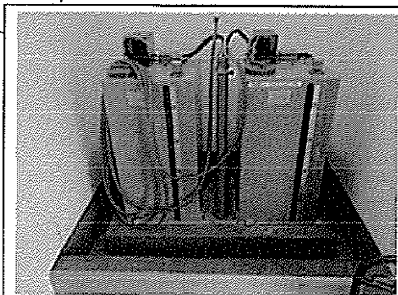
所在地	江差町字五厘沢町300
被災月日	平成25年 8月 9日
被災原因	落雷
被災内容	次亜塩素酸ポンプ故障他



3) 五原沢浄水場

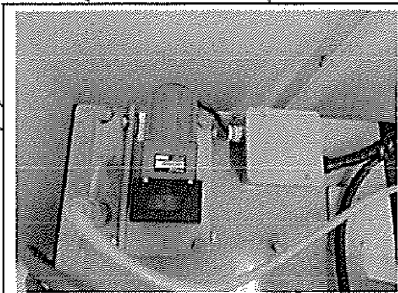
No1, No2次亜注入 制御コントローラ

出力値不良



3) 五層泥淨水場

**No1, No2次亜注人
ポンプ、貯槽タンク**

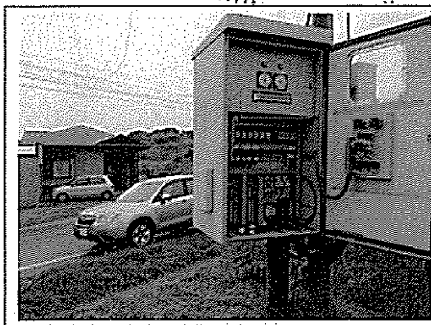


31 五種沢浄水場

No1, No2次亜注入 ポンプ、貯槽タンク

北村緊急遮断弁落雷被災箇所位置図

所在地 上ノ国町字北村136-1地先
 被災月日 平成25年 8月 9日
 被災原因 落雷
 被災内容 遮断弁UPS故障他



D 北村緊急遮断弁室

UPS・排気ファン

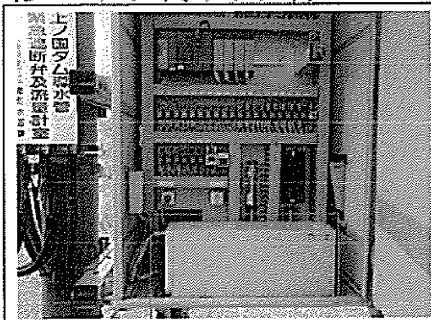
UPS動作停止



D 北村緊急遮断弁室

UPS・排気ファン

UPS動作停止



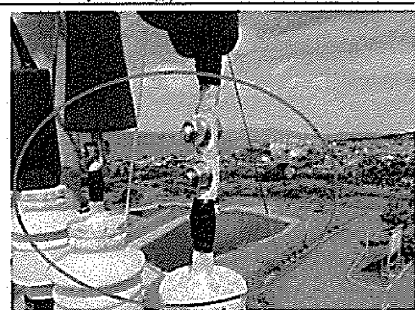
D 北村緊急遮断弁室

UPS・排気ファン

UPS動作停止

砂川浄水場落雷被災箇所位置図

所在地 江差町字砂川176
 被災月日 平成25年 8月16日
 被災原因 落雷
 被災内容 開閉器損傷他



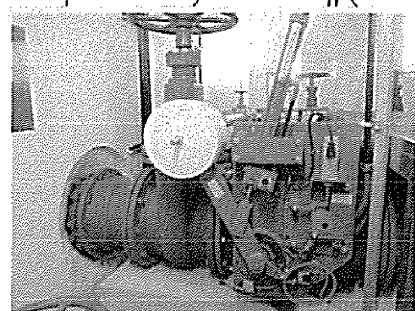
1) 受電関係 1-0

引込受電柱
 引込ケーブル接続器
 焼損



3) 薬注関係 3-5

ダム系低圧配水池
 床排水ポンプ用
 コントローラ装置
 全表示消灯



2) 水処理関係 2-3

ダム系低圧配水池
 緊急遮断弁
 全周リミットスイッチ
 焼損

決 議 重 点 要 望

平成25年11月20日

全 国 町 村 長 大 会

決 議

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口流出、景気回復が未だ波及していないことによる税収の低迷、基幹産業である農林水産業の衰退など極めて厳しく、さらにTPP交渉の帰趨によつては、一層深刻な状況となることが懸念されている。

加えて、東日本大震災の被災地における本格的な復興をはじめ、わが国の再生を進めていくためには、国と地方が総力を上げて取り組んでいかななくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとするとともに、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よつて、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しうよう、特に下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 一、東日本大震災からの早期の復興をはかるとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。
 - 一、真の地方分権改革を強力に推進すること。
 - 一、地方財政計画における歳出特別枠を堅持するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。
 - 一、償却資産に係る固定資産税及びゴルフ場利用税を堅持するとともに、自動車取得税の見直しは代替財源の確保を前提とすること。
 - 一、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化をはかること。
 - 一、T P P交渉にあたっては、国益の堅持と重要5品目等聖域の確保に万全を期すこと。
 - 一、領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むこと。
- 以上決議する。

平成25年11月20日

全国町村長大会

重 点 要 望

平成26年度政府予算編成及び各種政策の具体化にあたっては、特に下記事項について十分配慮するよう強く要望する。

記

1. 大震災からの復興と全国的な防災・減災対策の強化に関する こと

(1) 復興対策への万全な措置

地域の復興が計画的かつ着実に行えるよう、医療・福祉サービスの確保等被災者・避難者への支援、農林水産業の事業再開への支援、公共施設の復旧等に万全の予算措置を講じること。

なお、全国の市町村からの職員派遣に係る財政支援を継続すること。

(2) 原子力災害対策の徹底

福島第一原発事故の早期収束、避難住民の生活支援、損害賠償の迅速化、除染の徹底と放射性廃棄物の処理方針の確立、汚染水問題の抜本的解決に努めるとともに、原発の安全規制等を抜本的に見直すこと。

(3) 大規模災害に対応する法制度・対策の整備等

南海トラフ地震、首都直下地震等の地震災害、津波災害、風水害、火山災害など今後懸念される巨大災害や複合災害に対応する必要な法制度・対策を整備すること。

また、全国防災・減災事業が確実に実施できるよう十分な財政措置を講じること。

2. 町村自治の確立に関すること

(1) 道州制は導入しないこと。

(2) 国と地方の役割分担の明確化と権限移譲を推進するとともに、義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権を拡大すること。

(3) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化をはかること。

3. 地方税財政に関すること

(1) 償却資産に係る固定資産税の堅持

土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税は、町村の重要な財源であり、国の経済対策等の手段として見直されることとなれば、町村の財政に多大な支障を生じることから、現行制度を堅持すること。

(2) 自動車取得税の見直しに係る代替財源の確保

自動車取得税の見直しにあたっては、自動車税及び軽自動車税において環境性能等に応じた課税を強化するなどにより、市町村の安定的な代替の税財源を確保し、減収が生じないようにすること。

(3) ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、防災対策、環境対策など所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(4) 地球温暖化対策等のための地方税財源の確保

地球温暖化対策のための税は、その使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一定割合を町村の果たす役割に応じた税財源として確保すること。

(5) 地方交付税の総額の確保

雇用対策、地域経済の活性化等の観点から措置されている「歳出特別枠」については、当面維持し、社会保障関係費の自然増等について、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。

4. 医療保険に関すること

(1) 国民皆保険を堅持するため、都道府県を軸とした保険者の再編・統合を推進し、医療保険制度の一本化をはかること。

(2) 社会保障・税一体改革において国保に投入することが決定されている2,200億円の公費については、早期に実施するとともに、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により生じる財源を優先的に活用すること等により更なる財政基盤の強化をはかり、将来に亘って持続可能な制度とすること。

(3) 都道府県を保険者とするにあたっては、都道府県と市町村の役割分担等運営のあり方について地方と十分協議すること。

その際は、受診機会の相違等による保険料水準の格差に十分配慮すること。

5. 農林水産業に関すること

(1) 国益と現場の意見を踏まえた農業交渉の展開

T P P協定は、農林水産業だけでなく、地域経済や国民生活、食の安全・安心にも甚大な影響を与えることが懸念されるので、交渉にあたっては、拙速に進めることなく、我が国の国益が損なわれることのないよう毅然として対応するとともに、国会における決議（T P P協定交渉参加に関する決議）等を踏まえ、国民との約束を守るよう農林水産分野の重要5品目などの聖域確保に万全を期すこと。

(2) 攻めの農林水産業の推進

攻めの農林水産業の推進にあたっては、条件が不利な地域の存在等、生産現場の実態に十分配慮し、我が国の農林水産業及び農山漁村の再生・活性化をはかること。

なお、経営所得安定対策と米の生産調整の見直しにあたっては、①現場に混乱を来さないこと、②関係者の意見をよく聞くこと、③小規模農家を切り捨てないこと、等について十分留意すること。

(3) 農地中間管理機構について

農地中間管理機構については、業務の委託を町村に求める場合には、事務が過大とならないよう配慮するとともに、事務に見合った財源を確保すること。また、借り手の選定に際しては、地域の取組に十分配慮すること。

(4) 農林水産公共予算の確保

農林水産業・農山漁村の再生と国が掲げた食料・木材自給率の目標（50％）達成に不可欠な農林水産公共予算については、所要額を確保すること。

6. 地域の実情を踏まえた国土づくりに関すること

防災・減災等に資する国土強靱化に向け、橋梁・トンネル等の社会資本の老朽化対策を総合的に推進すること。

また、存続の危機に直面している地域交通の再生・活性化をはかること。

7. 領土・外交問題に関すること

(1) 歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、我が国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。国はさらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現をはかること。

(2) 我が国固有の領土である竹島の領土権を早期に確立し、周辺海域における漁業の安全操業が速やかに実現できるよう、国はさらに強力な外交交渉を行うこと。

(3) 尖閣諸島は我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明白である。

国は、その周辺海域において、監視・警備体制の強化を図り、我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう、適切な措置を講じるとともに、尖閣諸島及び周辺海域における領海侵犯に対し、毅然たる態度をとること。

特 別 決 議

我々は、これまで平成20年と24年の全国町村長大会において、道州制の導入に反対する特別決議を採択し関係方面へ要請活動を行ってきた。

これら特別決議では、道州制への漠然としたイメージや期待感のみ先行し、国民の感覚から遊離していること、道州制の導入により市町村合併がさらに強制されれば、農山漁村の住民自治は衰退の一途を辿り、ひいては国の崩壊につながっていくことなどの問題点を指摘した。

しかしながら、我々の懸念や主張にもかかわらず、与党は「道州制基本法案」の国会提出を目指すとしている。道州制の必要性自体の議論が全くなされないまま、示されている法案が通れば、総理大臣の諮問機関である「道州制国民会議」において、道州制導入が既成事実化され、具体的な制度設計が行われることになる。

道州制は、地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出すものであり、また、税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏への集中を招き、地域間格差は一層拡大する。加えて、道州における中心部と周縁部の格差も広がり、道州と住民の距離が遠くなり、住民自治が埋没する懸念がある。

それぞれの地域には歴史、文化、慣習、伝統といった地域の特色があり、国土の多様な姿に見合った多彩な町村が存在することがこの国の活力の源泉であり、地方自治本来の姿であることを忘れてはならない。

よって、我々は、「道州制基本法案」の国会提出と道州制の導入に断固として反対していく。

平成25年11月20日

全国町村長大会

【平成25年度 国・道等への要望等状況一覧】

(平成25年9月1日から平成25年11月30日)

要望団体	要望内容	要望先	備考
道道江差木古内線整備促進期成会	道道江差木古内線整備について 同上	北海道渡島総合振興局函館建設管理部 (函館市) 北海道建設部 (札幌市)	10月28日 10月29日
民主党北海道第8総支部	民主党地域政策懇談会 (民主党北海道第8総支部) ①主要道道江差木古内線の早期改良整備 ②主要道道江差木古内線及び国道227号線の トイレ設置 ③土砂災害警戒区域指定地区の早期整備 ④道立江差病院の機能充実 ⑤道立自然公園かもめ島の管理運営に係る補 助制度	民主党北海道第8総支部 (江差町役場来庁懇談会)	11月14日